

○土地改良区の設立手続及び審査等の要領について（平成28年4月1日付27農振第2369号農林水産省農村振興局長通知）一部改正通知の新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行通知（平成28年4月1日付27農振第2369号農林水産省農村振興局長通知）
<p>別紙 第1 土地改良区の設立手続及び審査</p> <p>6 3条資格者からの同意徴集（法第5条）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>共有者の同意については、その代表者からとることとなる。</u>同一の土地につき耕作者等又は使用及び収益をする者が2人以上ある場合も同様である。 <u>この場合、申請人は、共有者に対し、その代表者の選任を通知するよう促す必要がある。</u></p> <p>(6) <u>3条資格者の計数の方法は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行い、一人の3条資格者として計数する。</u></p> <p><u>(ア) 二以上の土地を所有している3条資格者</u> <u>(イ) 共有者が同一の二以上の共有地の代表者</u></p> <p><u>イ 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行わず、それぞれの土地につき一人の3条資格者として計数する。</u></p> <p><u>(ア) 共有地の代表者であり、かつ、当該共有地以外の土地を所有している3条資格者である者</u> <u>(イ) 共有者が異なる二以上の共有地の代表者</u></p> <p><u>ウ 所有権以外の使用収益権を有する者の計数の方法についても、ア及びイの例によるものとする</u></p> <p>(7) 2以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、同意署名簿は、各土地改良事業ごとに各別とし、(1)から(6)までに定めるところにより同意を得るものとする。</p> <p>10 都道府県知事の審査(法第8条)</p>	<p>別紙 第1 土地改良区の設立手続及び審査</p> <p>6 3条資格者からの同意徴集（法第5条）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>共有者の同意については、法における取扱いとしては各別に同意の意思表示をすることになるので、この場合の同意は各人別にとることとなる。</u>同一の土地につき耕作者等又は使用及び収益をする者が2人以上ある場合も同様である。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 2以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、同意署名簿は、各土地改良事業ごとに各別とし、(1)から(5)までに定めるところにより同意を得るものとする。</p> <p>10 都道府県知事の審査(法第8条)</p> <p>(1) 審査の方法</p>

(1) 審査の方法

法第7条第1項の規定による認可申請があったときは、都道府県知事は、この申請内容について専門技術者の調査報告書に基づき審査を行い、法第8条第4項各号の1に該当する場合及び同条第5項の規定に該当する場合を除き、適当とする旨の決定をしなければならない。この審査に当たり留意すべき事項は次のとおりである。

なお、専門技術者の委嘱に関しては、「専門技術者委嘱の要領について」(昭和40年12月25日付け40農地B第4184号(管)農林省農地局長通達)によらるたい。

ア (略)

イ 申請手続等の適法性

都道府県知事は、審査に当たって、次に掲げるような申請手続等について、その適法性を検討することが必要である。

(ア) (略)

(イ) 添付書類について

形式的に完備しているか。

内容的に適法なものであるか。

(a)～(e) (略)

(f) 3条資格者の同意は、適法に決定された3条資格者から得られたものであるか(法第3条及び第113条の2、令第1条の3から第1条の7まで及び則第2条から第5条まで)。

同意者は、3分の2以上の定足数を満たしているか。農用地外資格者は全員が同意しているか。共有者の場合には、代表者から得た同意であるか。未成年者、成年被後見人又は被保佐人の同意は適法に得たものであるか。農用地外資格者以外の使用及び収益をする者の意見書は添付されているか(この場合の確認は、同意署名簿及び権利関係調査簿についてすること。なお、申請人が同意者であることは言うまでもない。)

(g)～(h) (略)

ウ (略)

法第7条第1項の規定による認可申請があったときは、都道府県知事は、この申請内容について専門技術者の調査報告書に基づき審査を行い、法第8条第4項各号の1に該当する場合及び同条第5項の規定に該当する場合を除き、適当とする旨の決定をしなければならない。この審査に当たり留意すべき事項は次のとおりである。

なお、専門技術者の委嘱に関しては、「専門技術者委嘱の要領について」(昭和40年12月25日付け40農地B第4184号(管)農林省農地局長通達)によらるたい。

ア (略)

イ 申請手続等の適法性

都道府県知事は、審査に当たって、次に掲げるような申請手続等について、その適法性を検討することが必要である。

(ア) (略)

(イ) 添付書類について

形式的に完備しているか。

内容的に適法なものであるか。

(a)～(e) (略)

(f) 3条資格者の同意は、適法に決定された3条資格者から得られたものであるか(法第3条、令第1条の3から第1条の7まで及び則第2条から第5条まで)。

同意者は、3分の2以上の定足数を満たしているか。農用地外資格者は全員が同意しているか。未成年者、成年被後見人又は被保佐人の同意は適法に得たものであるか。農用地外資格者以外の使用及び収益をする者の意見書は添付されているか(この場合の確認は、同意署名簿及び権利関係調査簿についてすること。なお、申請人が同意者であることは言うまでもない。)

(g)～(h) (略)

ウ (略)

権利関係調査簿

市町村名		大字名							
字名	地番	地目		用途	地積	所有者名	権原に基づき使用収益する者の氏名	権原の種類	備考
		登記簿	現況						

(注) (ア)～(エ) (略)

(オ) 「所有者名」は、共有地については、全ての共有者の氏名を記入し、備考欄に代表者の氏名を記入すること。また、転賃の場合は、「所有者名」に転賃人の氏名も併せて記入すること。

(カ) 「権原に基づき使用収益する者の氏名」には、所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の氏名を記入し、「権原の種類」には、地上権、賃借権等、その権原の種類を記入すること。また、同一の土地につき権原に基づき使用及び収益をする者が2人以上ある場合には、これらの氏名を該当欄に全て記入し、「権原の種類」に各人ごとの権原の種類を記入するとともに、備考欄に代表者の氏名を記入すること。

(キ)～(コ) (略)

市町村名		大字名							
字名	地番	地目		用途	地積	所有者名	権原に基づき使用収益する者の氏名	権原の種類	備考
		登記簿	現況						

(注) (ア)～(エ) (略)

(オ) 「所有者名」は、共有地については共有者の氏名を全部記入すること。また、転賃の場合は、「所有者名」に転賃人の氏名も併せて記入すること。

(カ) 「権原に基づき使用収益する者の氏名」には、所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の氏名を記入し、「権原の種類」には、地上権、賃借権等、その権原の種類を記入すること。また、同一の土地につき権原に基づき使用及び収益をする者が2人以上ある場合には、これらの氏名を該当欄に全て記入するとともに「権原の種類」には、各人ごとの権原の種類を記入すること。

(キ)～(コ) (略)